

府議付議事案書

開催・令和4年 2月 9日

所管部課	市民部 保険年金課	部長	田村 美砂	(印)																					
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について																								
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項																					
関係 事項	条例 規則																								
	部課 機関																								
1. 要旨																									
<p>①都において令和4年度の国民健康保険事業費納付金額等が算定された。この納付金の支払いには、保険税を充てることとされており、財政健全化計画に基づき、必要となる令和4年度国民健康保険税の税率等の改定案を作成した。本改定案を、東大和市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を受けたことを踏まえて、条例の一部を改正する。</p> <p>②「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割の減額措置等の規定を整備するため、条例の一部を改正する。</p>																									
(1) 主な改正内容																									
<p>①税率等の改定 (単位: %、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額 所得割</td> <td>7.09</td> <td>6.72</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>35,400</td> <td>33,500</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課 税額 所得割</td> <td>2.36</td> <td>2.25</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>11,500</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額 所得割</td> <td>2.30</td> <td>2.16</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>13,600</td> <td>12,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度税制改正の大綱に基づく関連法令の改正により、法定課税限度額が改定された際は、市において同様の改正を行い、合わせて所得割を見直すことで中間所得者層の負担軽減を図る。この場合は、基礎課税額の所得割を7.09%から7.07%に、後期高齢者支援金等課税額の所得割を2.36%から2.35%に改定する。</p> <p>②未就学児被保険者均等割減額の規定の整備 未就学児に係る被保険者均等割が5割減額等となるよう規定を整備する。</p>					区分	改定後	改定前	基礎課税額 所得割	7.09	6.72	被保険者均等割	35,400	33,500	後期高齢者支援金等課 税額 所得割	2.36	2.25	被保険者均等割	11,500	11,000	介護納付金課税額 所得割	2.30	2.16	被保険者均等割	13,600	12,800
区分	改定後	改定前																							
基礎課税額 所得割	7.09	6.72																							
被保険者均等割	35,400	33,500																							
後期高齢者支援金等課 税額 所得割	2.36	2.25																							
被保険者均等割	11,500	11,000																							
介護納付金課税額 所得割	2.30	2.16																							
被保険者均等割	13,600	12,800																							
(2) 施行日 令和4年4月1日																									
(3) 影響及び効果																									
<p>①自主財源を確保するとともに国民健康保険事業の健全な運営に資するものとなる。</p> <p>②政令に則り、適正に国民健康保険税が賦課されることとなる。</p>																									
2. 経過(現時点に至るまでの経過)																									
<p>①について、令和4年1月17日 市長から国民健康保険運営協議会へ諮問 令和4年1月27日 市議会全員協議会で税率等の改定(案)について説明 令和4年1月28日 国民健康保険運営協議会から市長へ答申</p> <p>①、②について、文書課審査済み</p>																									
3. 留意事項(問題点等)																									
<p>①について、令和4年度税制改正の大綱に基づく地方税法施行令の一部を改正する政令が、第1回定例会閉会後に公布される見込みのため、定例会閉会直後に、専決処分により条例の一部を改正する旨の市長コメントを行う予定。</p>																									
4. 主管部処理案(検討結果等)																									
<p>令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>																									
5. 審議結果																									

注: 定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。